



宜野湾市防犯カメラの設置及び運用に関する規則をここに公布する。

平成29年12月13日

宜野湾市長

（枝喜真）



宜野湾市規則第45号

## 宜野湾市防犯カメラの設置及び運用に関する規則

### （目的）

第1条 この規則は、宜野湾市（以下「市」という。）が街路等に設置し、管理をする防犯カメラについて必要な事項を定めることにより、防犯カメラについて、適正な設置及び運用を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、特定の場所に常設するカメラで、撮影装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう（公共の施設管理を目的とした防犯カメラ等を除く。）。
- (2) 画像 防犯カメラによって撮影された画像で、電磁的記録媒体に保存されたものをいう。

### （管理責任者）

第3条 防犯カメラを適正に設置し、及び運用するため、設置する防犯カメラごとに管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他画像の適正な管理のため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 管理責任者は、防犯カメラの機器操作を行う取扱者を指定し、管理責任者及び取扱者以外の者は、機器操作を行ってはならない。

### （防犯カメラの設置方法等）

第4条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たっては、必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置し、特定の個人、土地、建物等を監視することがないよう配慮するものとする。

- 2 防犯カメラの設置場所及び撮影の対象範囲は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 防犯カメラの稼働時間は毎日24時間とする。

- 4 防犯カメラにより現に撮影されているものを認識するためのモニター等の設備を設置しないものとする。
- 5 防犯カメラの設置場所の付近の見やすい場所に、防犯カメラが作動し画像を記録している旨を表示するものとする。
- 6 防犯カメラを増設又は廃止した場合は、別表への追記又は削除を行うものとする。

(画像の保存等)

第5条 管理責任者は、画像を加工することなく保存しなければならない。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの設置の目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製し、印刷してはならない。
- 3 前項により画像を複製する時は防犯カメラに接続するパソコンをあらかじめ特定し、パスワードを設定のうえ管理を行わなければならない。
- 4 画像の保存期間は、画像が記録媒体に記録されてから原則 14 日以内とし、当該期間経過後は、上書きにより消去されるものとする。また、前項により複製した画像について、その目的を達成したときは、速やかに消去するものとする。

(画像の外部提供の制限)

第6条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像を外部に提供してはならない。

- (1) 捜査機関から法令に基づく提供を求められたとき。
  - (2) 前号のほか、法令等に定めがあるとき。
  - (3) 犯罪、事故及び自然災害から市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項の規定により画像の提供を求める者は、次に掲げる事項を記載した書面を管理責任者に提出しなければならない。
    - (1) 提供を求める者の氏名及び住所（法人、団体等にあっては、名称、所在地、代表者及び責任者の氏名）
    - (2) 提供を求める根拠
    - (3) 提供を求める目的
    - (4) 提供を求める画像の内容
  - 3 管理責任者は、第1項の規定により画像を提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、その相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。
    - (1) 画像を適正に管理すること。
    - (2) 画像に係る情報を前項第3号の目的以外に利用し、及び第三者へ提供はしないこと。

(3) 前項第3号の目的を達成したときは、速やかに画像の消去、破棄等を行ふこと。

(苦情の対応)

第7条 管理責任者は、防犯カメラに関する苦情を受けた場合は、速やかに対応し、適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護条例の遵守)

第8条 市が設置する防犯カメラの運用については、この規則に定めるもののほか、宜野湾市個人情報保護条例（平成13年宜野湾市条例第17号）の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

	防犯カメラの設置場所	撮影の対象範囲	管理責任者
1	大謝名五丁目22番1号	道路	市民生活課長
2	大謝名四丁目20番6号	道路	//
3	喜友名一丁目8番2号	道路	//
4	普天間二丁目44番12号	道路	//
5	普天間二丁目33番17号	道路	//
6	普天間二丁目44番7号	道路	//
7	普天間二丁目43番1号	道路	//
8	普天間二丁目14番1号	道路	//
9	普天間二丁目13番1号	道路	//
10	新城二丁目29番1号	道路	//
11	新城二丁目25番9号	道路	//
12	野嵩二丁目21番1号	道路	//
13	新城二丁目40番15号	道路	//
14	宇地泊751番7号	道路	//
15	宇地泊751番地付近	道路	//
16	宇地泊597番地付近	道路	//
17	大謝名五丁目10番1号	道路	//

18	我如古一丁目 36 番 12 号	道路	〃
19	我如古一丁目 53 番 33 号	道路	〃
20	伊佐二丁目 17 番 15 号	道路	〃
21	我如古四丁目 14 番 6 号	道路	〃
22	我如古四丁目 15 番 1 号裏	公園内	〃
23	真志喜二丁目 28 番 27 号	道路	〃
24	野嵩三丁目 16 番 2 号	道路	〃
25	野嵩三丁目 14 番 1 号	道路	〃
26	野嵩三丁目 9 番 1 号	道路	〃
27	野嵩三丁目 4 番 14 号	道路	〃
28	野嵩三丁目 15 番	公園内	〃
29	真志喜一丁目 24 番	公園内	〃
30	嘉数一丁目 5 番	公園内	〃
31	嘉数一丁目 1 番	公園内	〃
32	真栄原二丁目 4 番	公園内	〃
33	嘉数一丁目 21 番	公園内	〃
34	愛知二丁目 5 番	公園内	〃
35	野嵩一丁目 12 番	公園内	〃
36	我如古三丁目 15 番 22 号	道路	〃
37	伊佐一丁目 7 番 5 号	遊歩道	〃
38	真栄原三丁目 20 番 12 号	道路	〃
39	喜友名一丁目 11 番 6 号	道路	〃
40	野嵩四丁目 18 番 2 号	道路	〃
41	普天間二丁目 16 番 5 号	道路	〃
41	我如古一丁目 30 番 6 号	道路	〃
43	野嵩二丁目 34 番 12 号	道路	〃
44	普天間二丁目 47 番 14 号	道路	〃
45	普天間二丁目 12 番 7 号	道路	〃
46	野嵩三丁目 12 番 6 号	道路	〃
47	普天間二丁目 7 番 17 号	道路	〃
48	普天間二丁目 1 番 20 号	道路	〃
49	野嵩三丁目 2 番 8 号	道路	〃
50	野嵩三丁目 4 番 27 号	道路	〃
51	宇地泊 242 番地	道路	〃
52	嘉数四丁目 24 番 11 号	道路	〃

53	新城二丁目 11 番 7 号	道路	〃
54	新城二丁目 23 番 8 号	道路	〃
55	新城一丁目 5 番 12 号	道路	〃
56	普天間一丁目 19 番 1 号	道路	〃
57	普天間一丁目 10 番 1 号	道路	〃
58	大謝名二丁目 26 番 7 号	公園内	〃
59	トロピカルビーチ	駐車場	〃
60	〃	駐車場	〃
61	〃	駐車場	〃
62	〃	駐車場	〃
63	〃	多目的広場	〃
64	〃	砂浜	〃
65	〃	管理事務所前	〃